

事務連絡
平成 29 年 3 月 21 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する
基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(案)
の修正について

標記の件につきましては、平成 29 年 3 月 13 日付けで事務連絡を発出したところですが、内容に一部誤りがあったため、別添のとおり再送させていただきますのでご留意願います。

【修正箇所】

修正前	修正後
3 頁 ③賃金改善に係る留意点 加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、障害者における算定基準第二号イ(7)又は障害児における算定基準第二号イ(7)(以下「キャリアパス要件」という。) <u>並びに</u> 障害者における算定基準第二号イ(8)又は障害児における算定基準第二号イ(8)(以下「職場環境等要件」という。)(以下「キャリアパス要件等」という。)を満たす必要があるが、(以下略)	3 頁 ③賃金改善に係る留意点 加算を取得した障害福祉サービス事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、障害者における算定基準第二号イ(7)又は障害児における算定基準第二号イ(7)(以下「キャリアパス要件」という。) <u>及び</u> 障害者における算定基準第二号イ(8)又は障害児における算定基準第二号イ(8)(以下「職場環境等要件」という。)(以下「キャリアパス要件等」という。)を満たす必要があるが、(以下略)
19 頁 別紙様式二 欄外米印 ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。	19 頁 別紙様式二 欄外米印 ※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。
24 頁 別紙様式三 欄外米印 ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。	24 頁 別紙様式三 欄外米印 ※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。